

個人事業主・法人の皆様へ



牧之原市からのお願い

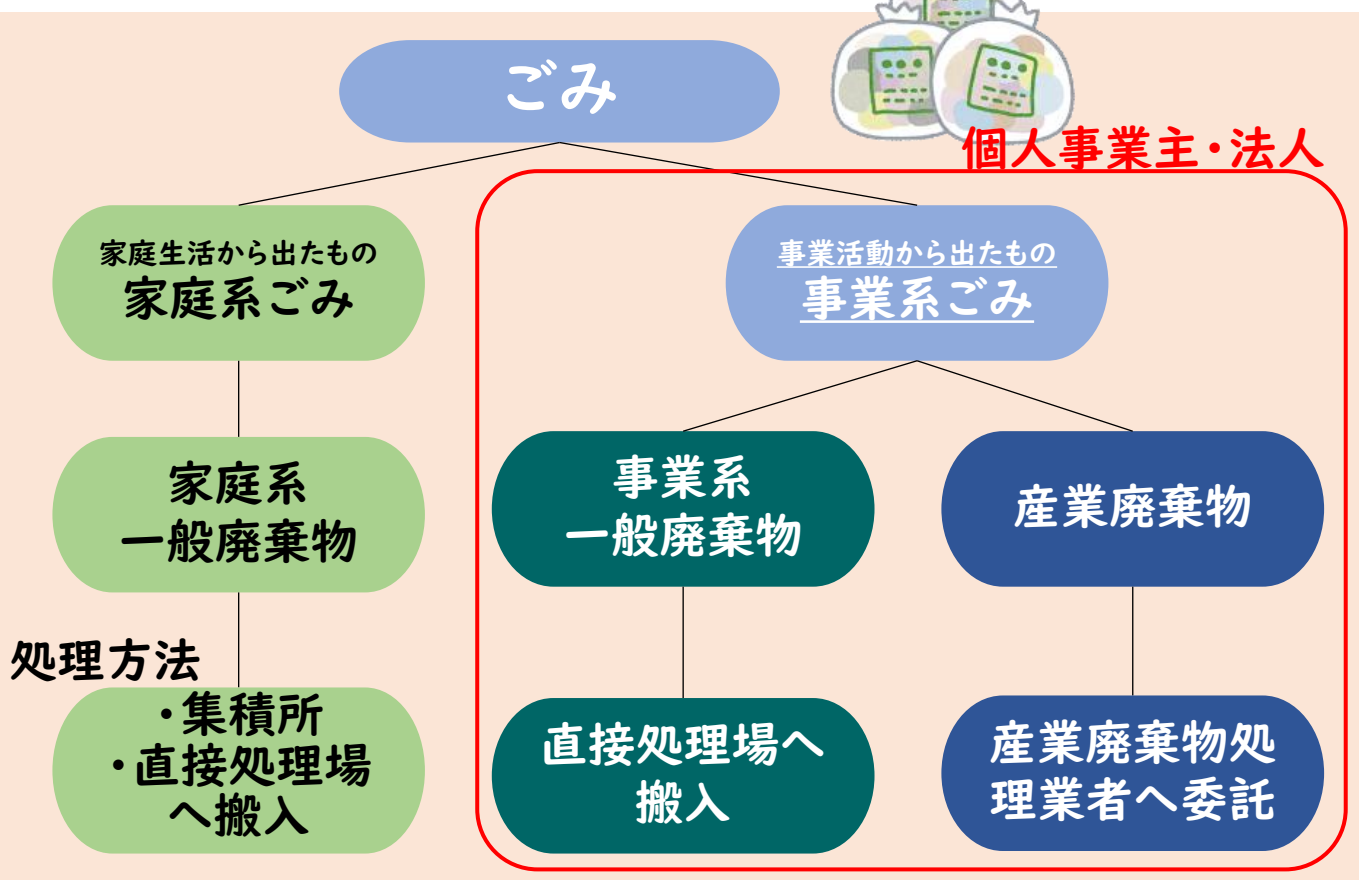
事業系ごみの適正な分別・処理にご協力をお願いします。

ごみは大きく2つに分けられます。

家庭から出る「**家庭系ごみ**」と会社や店舗などの事業活動に伴って生じる「**事業系ごみ**」に区分されます。

さらに、事業系ごみは業種やごみの性状によって「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に分けられます。

それぞれの区分によって、処理方法が異なりますので、適正な処理にご協力をお願いします。



事業系ごみを地域の集積所には出せません。

集積場所に出した場合、「**不法投棄**」として罰せられることがあります。

事業系ごみの処理方法は、裏面をご覧ください。

①ごみの仕分け

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された以下の20種類(以下の①～⑳)の廃棄物のことです。産業廃棄物に該当しない事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物になります。

●あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類※
⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉋さい
⑪がれき類 ⑫ばいじん

※緩衝材や化学繊維製の衣服等も含まれるためご注意ください。

●業種が限定されるもの

- ⑬紙くず(建設業・製紙業等) ⑭木くず(建設業・木製品製造業等)
⑮繊維くず(建設業・繊維工業等) ⑯動物系固形不要物(と畜場等)
⑰動植物性残さ(食料品製造業等) ⑱動物のふん尿(畜産農業)
⑲動物の死体(畜産農業)

●その他

- ⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑲に該当しないもの

「事業系一般廃棄物」から、リサイクルが可能な紙類や草・木類(相良地区のみ)を分けましょう。

②ごみの処理方法

●産業廃棄物

産業廃棄物処理業者に連絡・相談してください。

●事業系一般廃棄物

相良地区・・・環境保全センター

榛原地区・・・清掃センター さんあーる(可燃物)

リサイクルセンター(可燃物以外)

上記の場所へ直接搬入してください。(156円/10kg)

※自ら捨てに行けない場合は、牧之原市から一般廃棄物収集運搬業許可を受けている業者に委託してください。(委託料が別途かかります。)



事業系一般廃棄物に関するお問い合わせ先

牧之原市役所環境課 0548-53-2609

相良地区:牧之原市御前崎市広域施設組合

環境保全センター 0548-58-0044

榛原地区:吉田町牧之原市広域施設組合

清掃センターさんあーる 0548-24-0530